TSU-BPO とフォーフェイティングの融合による新しい貿易金融

New trade finance structures based on collaboration of TSU-BPO and Forfaiting business

花木 正孝

三井住友銀行 大阪外為センター、大阪

I. はじめに

2012 年 11 月 14 日メキシコシティにて国際貿易フォーフェイティング協会 — International Trade and Forfaiting Association, ITFA 及び、国際商業会議所 — International Chamber of Commerce, ICC による共同事業である、『フォーフェイティングに関する統一規則 — ICC Uniform Rules for Forfaiting ICC Publication No. 800, 2012 Edition 』, URF800 が公表され、2013 年 1 月 1 日に発効した。この URF800 は、年間 3,000 億米ドルの取扱高にまで成長した、フォーフェイティング市場に関する規則であり、2009 年より起草作業が進められていたものである 1)。

本報告においては、初めにフォーフェイティング業務の概要とその特徴について解説したい。2つ目は、ITFAと共同事業を進めた ICC の動き、つまり URF800 の制定過程について振り返ると共に、URF800 の基本的特徴について明らかにしていきたい。3つ目は、国際銀行間通信協会 — Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication, SWIFT 開発した貿易データのマッチング・システム、Trade Services Utility—TSU に対応した銀行支払確約—Bank Payment Obligation, BPO とフォーフェイティングを融合させた取組事例を採り上げ、その効果について指摘したい。最後に、両者の融合による新しい貿易金融が、フォーフェイティング業務や、TSU-BPO 取引に与える影響について纏めてみたい。

尚、拙稿においては、ICC、ITFA、SWIFT 他、公開情報を基に論点を整理、指摘することとし、あくまで筆者個人の見解であることを、予め申し添える。

Ⅱ. フォーフェイティング業務の概要

1. フォーフェイティングの特徴

フォーフェイティングは、一般的に、輸出商が振出した、信用状付きの期限付輸出 荷為替手形の内、L/C 発行銀行または、その指定する引受銀行による引受済手形を対象 とする輸出金融手法の一つで、1960 年代スイスを中心とした欧州で発展した²⁾。通常、 わが国において買取依頼人である輸出商は、輸出手形の買取を輸出商取引銀行(買取銀行—Negotiating Bank)に依頼するに際して、「外国向為替手形取引約定書」を差し入れ、その規定に基づき、期日の不払いが発生した際に、買取銀行に対する買戻債務を負担することとなる³)。これに対して、フォーフェイティングに基づく輸出手形買取の場合、輸出商取引銀行(一次フォーフェイター—Primary Forfaitor)は、買取取引依頼人に対して有する手形の遡及権(買取銀行の買戻し請求権=輸出商の買戻債務)の行使を放棄するという、訴求権のない—Without Recourse取引である。仮に、手形期日に信用状発行銀行等の破綻(信用リスク)や、輸入国側のカントリーリスク発生による、不払い事故が発生した場合でも、輸出商には手形代金の買戻債務を負担する義務がない。

2. フォーフェイティングのメリット

輸出商にとってフォーフェイティングを取組みことによるメリットは、以下の3点である。まず、前述の通り、フォーフェイティングはWithout Recourse 取引であるので、輸出手形の不払い事故が発生した場合に、輸出商の買戻債務は免除され、仮に輸入決済遅延が発生した場合も延滞利息は請求されないという点である。2つ目は、輸入商およびL/C発行銀行の信用リスクおよび、所在国のカントリー・リスク双方のリスクッジが可能である点であるので、フォーフェイティングの対象となる輸出取引であれば、発展途上国向け等の高リスクの輸出案件にも利用可能であり、販路拡大が可能という点である。3つ目は、Without Recourse 取引であるが故に、バランスシートの売掛債権等をオフバランス化可能となり、債権管理・回収コストの削減が可能であるという点である。

3. フォーフェイティングの流れ

フォーフェイティングは、通常次の手順に従って行われる(図 1 参照)⁴⁾。まず、代金決済を信用状取引とする売買契約の締結後、発行された信用状が通知銀行により輸出商に通知される。通常、この段階で信用状の内容に基づきフォーフェイティングの条件を確定させ、事後のフォーフェイティング取引実行を確約させるために、輸出商と輸出商取引銀行(一次フォーフェイターーPrimary Forfaiter)の間と、必要に応じて一次フォーフェイターと当該輸出債権の転売先であるフォーフェイティング業者(買い手-Buyer)の間で、それぞれコミットメント契約を締結するケースが多い。

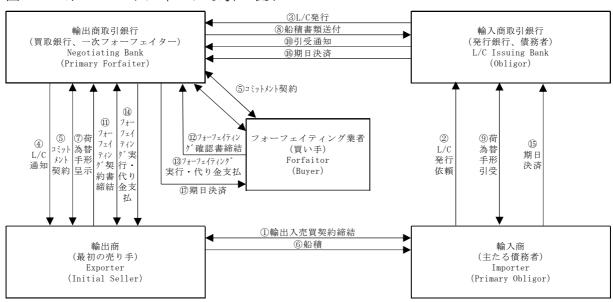


図1 フォーフェイティング取引の流れ

ITFA、ICC 資料を基に筆者作成

船積後、輸出商から一次フォーフェイターへ荷為替手形が呈示され、一次フォーフェイターはこれを買取銀行として点検し、発行銀行に送付する。発行銀行は呈示された荷為替手形を点検し、これが信用状条件通りであれば、一次フォーフェイターに対して引受通知を送付する。一次フォーフェイターは、引受通知を受領し、発行銀行の支払確約が確定した段階で、輸出商から、輸出債権の譲渡依頼書ーAssignment letterを受領し、フォーフェイティングを実行、輸出商の口座に買取代金を入金する。多くのケースでは、当該輸出債権を、別の買い手に再譲渡する。最後に手形期日に発行銀行から、資金決済が行われるが、前述の通り輸出商の買戻債務は免除されている。

4. フォーフェイティングの取引コスト

フォーフェイティングを取り組む際、一般的に、信用状発行銀行の信用リスクおよび、所在国のカントリーリスクを勘案した、割引料率を算出し、これに基づき買取代り金を計算することとなる。フォーフェイティングにより輸出商が受け取る金額は、以下の計算式に基づいて算出される⁵⁾。

フォーフェイティング取引金額=輸出債権額面金額×買取適用金利(割引料率) ×(手形残存期間+グレース日数)÷360(または365)。

買取適用金利(割引料率)は、LIBOR等の基準となる市場金利に、資金の調達コストと銀行所定のリスク料率を加えた銀行マージンを加えたものである。銀行マージンは、発行銀行の信用リスクおよび、所在国のカントリーリスクに応じて定められ、グレース日数とは、決済遅延日数をあらかじめ見込むもので、通常は3~7日の期間が設定さえている。

Ⅲ. URF800の制定-ICC、ITFAの動き

1. ITFA の設立と動き

ITFA は 1999 年、国際フォーフェイティング協会 — International Forfaiting Association, IFA の名称で、フォーフェイティング取引の促進を目的にチューリッヒに設立された比較的歴史の浅い民間団体で、約 140 社の会員(ITFA's members)を有する。2014 年 9 月に現在の名称に改称しフォーフェイティングのみならず、貿易金融全体の促進を図るとしている。設立以来 ITFA は取引規則の整備を積極的に行い、2004年に輸出債権を買い取った一次フォーフェイターが、別の買い手に転売する市場である二次マーケット — Secondary Market 向け規則『IFA ガイドライン — IFA Guidelines』、2008年には輸出商から一次フォーフェイターに輸出債権を売却する市場である一次マーケット — Primary Market 向け規則『フォーフェイティングー次マーケットに関する解説 — Introduction to the Primary Forfaiting Market』を制定した。

2. ICCによる統一規則制定とその意義

2009 年 6 月 24 日パリにて、ITFA および ICC は、フォーフェイティングに関する新たな統一規則の共同起草委員会立上げを発表し、3 年半に渡る起草作業の後、新統一規則 URF800 の内容が公表され、2013 年 1 月に発効した。ICC は 1920 年、国際商取引の促進を目的にパリに設立され、各種貿易関連規則の制定を通じて国際商取引促進に資する活動を行っており、現在世界 130 カ国に国内委員会、約 7,400 社の会員を有する。URF800 制定に ICC が関わる意義であるが、ITFA は貿易取引における国際的なルール作りにおいて、ICC の持つ豊富な実績と、銀行を含む貿易当事者への絶大な影響力を活用することにより、これをフォーフェイティング取引規則の de facto スタンダードとすることを狙ったものと思われる。これは、TSU-BPO における、SWIFT と ICC の共同事業であった、『Uniform Rules for Bank Payment Obligation Version 1.0,ICC Publication

No. 750』, URBP0750 制定に際して、SWIFT が意図した狙いと同じである ⁶⁾。次に、URF800 の特徴をいくつか挙げてみたい。

3. URF800 の概要

まず、URF800 は、図 2 のように本文 14 条と、フォーフェイティング取引に使用する契約の雛形を 4 種類から構成され、他の ICC 制定規則に比べてコンパクトな内容といえる。また、巻末に図 6 として URF800 の条文内容について纏めたので、そちらも参照願いたい。URF800 の特徴であるが、次に挙げる大きな 4 つのポイントが挙げられる。

図 2 URF800 条文構成

	Article 1	第1条	Application of URF	URFの適用
	Article 2	第2条	Definitions	定義
	Article 3	第3条	Interpretations	解釈
	Article 4	第4条	Without recourse	遡及権なし取引
	Article 5	第5条	Forfaiting agreements in the primary market	一次マーケットにおけるフォーフェイティング契約書
	Article 6	第6条	Conditions in the primary market	一次マーケットにおける取引条件
条	Article 7	第7条	Satisfactory documents in the primary market	一次マーケットにおける充足書類
文	Article 8	第8条	Forfaiting confirmations in the secondary market	二次マーケットにおけるフォーフェイティング確認書
	Article 9	第9条	Conditions in the secondary market	二次マーケットにおける取引条件
	Article 10	第10条	Satisfactory documents in the secondary market	二次マーケットにおける充足書類
	Article 11	第11条	Payment	支払い
	Article 12	第12条	Payment under reserve	留保条件付き支払
	Article 13	第13条	Liabilities of the parties	当事者の義務
	Article 14	第14条	Notices	通知
雛	ANNEX 1	別添1	MASTER FORFAITING AGREEMENT	フォーフェイティング包括契約書雛形
	ANNEX 2	別添2	FORFAITING AGREEMENT	フォーフェイティング契約書雛形
形	ANNEX 3	別添3	FORFAITING AGREEMENT IN SWIFT FORMAT	フォーフェイティング契約書SWIFT電文雛形
	ANNEX 4	別添4	FORFAITING CONFIRMATION	フォーフェイティング確認書雛形

(1) 一次、二次双方のマーケットに共通の規定を制定

まず一次、二次双方のマーケットに共通の規定を制定したことが挙げられよう。まず、用語の定義(第2条)と解釈(第3条)に関する規定の共通化である。定義では、「買い手(buyer)」、「信用補完書類(credit support documents)」、「フォーフェイティング契約書(forfaiting agreement)」、「フォーフェイティング確認書(forfaiting confirmation)」、「最初の売り手(initial seller)」、「債務者(obligor)」、「支払請求(payment claim)」、「一次フォーフェイター(primary forfaiter)」、「一次マーケット(primary market)」、「主たる債務者(primary obligor)」、「要求書類(repurchase terms)」、「充足した書類(satisfactory documents)」、「二次マーケット(secondary market)」、「二次売買条件(secondary sale terms)」、「売り手(seller)」、「留保条件

付 (under reserve)」、「原因取引 (underlying transaction)」等、28 語について、解釈では、「a. 単数形と複数形」、「b. 規則の適用」、「c. 人 (person)」、「d. 署名された (signed)」、「e. 以降 (after) 以内 (within)」、「f. 譲渡 (transfer)」の 6 語に関する解釈が規定された。

次に、Without recourse 取引の定義 (第 4 条)、支払 (第 11 条)、留保条件付支払 (第 12 条)、通知 (第 15 条) に関する規定の共通化である。買い手は売り手から、遡求義務を免除して、支払請求の買入れを行い、第 13 条あるいは第 4 条 b 項の条件が適用される場合以外、(買入れした)支払請求に関して不払いが発生しても、買い手は一切不服申し立てを行うことはできないと規定された。支払については、支払期日の営業日中に即時、満額支払うと規定され、併せて留保条件の取扱や通知ついても定められた。フォーフェイティング手続きに関する通知、書類は、契約書または確認書の契約番号を付して、電子的手段、ファックスまたは書面によって送付されるべきであると規定された。また、通知等の受領要件が、休業日または営業時間外に受領された場合、翌営業日に受領されたと解釈される等の細則も定められた。

(2)取引の当事者の責任範囲を明確化

2つ目は、取引の当事者の責任範囲を明確化(第13条)したことが挙げられる。フ オーフェイティングは、Without recourse 取引で、輸出債権の売り手には通常買戻し 義務などは発生しない(第 4 条)が、例外的に売り手が責任を負うケースが以下のよ うに規定された。すべての当事者は、契約書または確認書に基づく義務の履行等をす る権限を有していない場合、または適切な執行および履行を保証するのに必要な行為 を怠った場合(a項i)や、その義務や署名が、法的、有効性、拘束力および実施可能 でない場合(a項ii)等に責任を負うとされた。これに加えて、最初の売り手が、一次 フォーフェイターに対して責任を負うケースとして、取引日以前に、支払請求の存在 や信用補完書類に基づく権利および義務の存在に悪影響を及ぼす原因取引関連情報を 得ていたにもかかわらず、一次フォーフェイターに対して、開示していなかった場合 (b項i)や、(最初の売り手自身が)譲渡した、支払請求、信用補完書類に基づく権 利の実質的な所有者ではなかった場合(b項ii)、支払請求等が、一次フォーフェイタ 一に取消不能、無条件に譲渡されていない場合(b項iii)、原因取引に係る詐欺があっ た場合(b項v)等が規定された。また、一次フォーフェイターが、買い手に対して責 任を負うケースとして、b 項と同様に、原因取引に関する情報の不開示 (c 項 i)、実 質的な所有者ではなかった場合(c項ii)、取消不能、無条件に譲渡されていない場合 (c項iii)、支払請求を買入れした時、要求書類が原因取引を反映していることを、市 場実務慣習に従って適切に確認しなかった場合(c項v)等が規定された。最後に、一

次フォーフェイターでない二次マーケットの売り手が、買い手に対して責任を負うケースも、c項と同様に規定された(d項)。

(3) 一次マーケットの規定

3つ目は、一次マーケットに関する規定整備である。フォーフェイティング契約書の要件(第5条)、一次マーケットにおける取引条件(第6条)、一次マーケットにおける充足書類(第7条)が規定されている。一次フォーフェイターは、市場実務慣習に従って、送付された書類が要求書類を構成するかどうか点検し、要求書類でない書類を無視し、これを返却することができると規定された(第7条b、c項)。

(4) 二次マーケットの規定

最後に二次マーケットの規定の整備である。フォーフェイティング確認書の要件(第8条)、二次マーケットにおける取引条件(第9条)、二次マーケットにおける充足書類(第10条)が、一次マーケットと同様に規定されている。

(5) TSU-BPO 取引への適用

但し、ここで留意すべきは、URF800 が、書類取引を前提としていることである。データを取り扱う TSU-BPO 取引に適用するためには、規則の改訂・追補が必要だと思われる。その方法については、以下の 3 つの選択肢が考えられる。まず、『荷為替信用状に関する統一規則および慣例—The Uniform Customs and Practice for Documentary Credits, ICC Publication No. 600』, UCP600 に対して追補された、『電子呈示に関する〈UCP600〉への追補 第 1.1 版 — Supplement for Electronic Presentation Version 1.1』, eUCP Ver1.1 の例のように、URF800 に電子データを取り扱う際の追補版を制定するというものである。二つ目は、URBP0750 に、遡及権なし取引や、フォーフェイティング契約書、確認書に関する規定の追加を行い、URF800 の内容を URBP0750 に取り込むというものである。三つ目は、TSU-BPO をスタートするにあたり、UCP600 および eUCP Ver1.1 の組み合わせを改訂するのではなく、全く新規に URBP0750 を制定したように、新しい規則を制定するというものである。

Ⅳ. TSU-BPO とフォーフェイティング取組事例

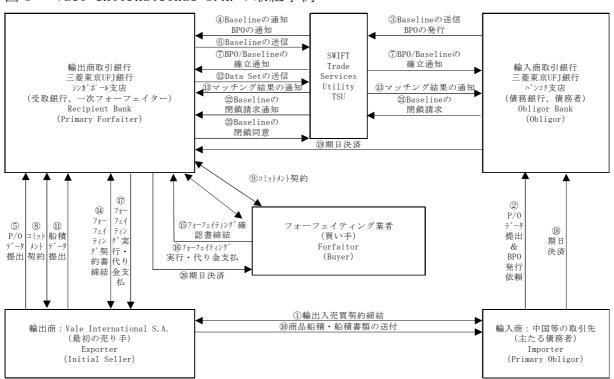
1. Vale International S.A.の取組事例

次に、取組事例をみてみたい。本事例は、ブラジルの総合資源開発企業のスイス販売部門である、Vale International S. A. (以下、Vale 社)と、三菱東京 UFJ 銀行との間で行われた事例であり、同行によって、昨年ドバイで開催された SWIFT 年次総会 – SIBOS 等で報告されたものである 71 。その導入効果であるが、従来年間 180 億米ドルの

中国向け信用状付覧払手形取引を輸出していた際、資金受領迄の期間が概ね 25~30 日程度であったのが、10 日間程度短縮が実現し、これに伴い 3.7 百万米ドルの取引コスト削減が実現できたとのことである。本事例の取引の流れは、図 3 のとおりである。

Vale 社、輸入者間で、契約が締結されると輸入者は、三菱東京 UFJ 銀行バンコク支店 (以下、債務銀行-0bligor Bank) に対して、P/0 データを提出するとともに、BPO の発行を依頼する。これを受けて債務銀行は、TSU に BPO が含まれるベースラインの提案を行う。これを受領した三菱東京 UFJ 銀行シンガポール支店 (以下、受取銀行-Recipient Bank) は、Vale 社にこれを通知するとともに、Vale 社側から P/0 データの提出を受ける。TSU は受取銀行から提案を受けたベースラインと債務銀行から既に提出された BPO が含まれるベースラインをマッチングし、ゼロ・ミスマッチであれば、ベースライン確立と共に、BPO が有効に成立したことを輸出入双方の当事者銀行に通知する。ここまでは、通常の TSU2.0 の流れと同一である。

図3 Vale International S.A.の取組事例



出典:SWIFT、三菱東京 UFJ 銀行報告資料より筆者作成

Vale 社は、契約通り船積みを行った後、データ・セットを受取銀行に提出し、受取銀行はこれを TSU に送信する。TSU は、すでに確立している BPO 及びベースラインとデータ・セットをマッチングし、データ・マッチすれば、受取銀行は、これを Without recourse で買取る。これにより、受取銀行は、フォーフェイティング取引における一次フォーフェイターの役割を果たすこととなる。尚、本事例では、Vale 社の輸出債権

が、二次マーケットで転売されたかどうか言及されていないが、図 3 は別のフォーフェイティング業者に転売されたと想定して作成している。債務銀行からデータ・セットの到着案内を受けた輸入者は、期日に債務銀行に輸入代金の決済を行い、決済完了後、ベースラインの閉鎖手続きが行われ、取引全体が完了する。

2. 本事例における Vale 社等の取引メリット

本事例において、TSU-BPOとフォーフェイティングを組み合わせる主なメリットとして、図4の通り3つの点があったとの報告されている。一つ目は合理化効果である。 二つ目は、スピード向上および安全性向上であり、最後に、前述のコスト削減効果であった。同報告では、輸出商だけではなく、輸入商サイドにも大きなメリットがあったと報告されている。

図 4 Vale 社等の取引メリット

	輸出商のメリット	輸入商のメリット
合理化	①煩雑な書類作成業務からの解放 ②L/Cと船積書類のチェック業務からの解放	①簡便なBP0発行手続き ②L/Cと船積書類のチェック業務 からの解放 ③決済方法多様化による輸出商 との関係向上
スピード向上 および 安全性向上	①TSUの自動処理化、L/C取引に 多発するディスクレパンシー削減 による回収期間短縮 ②フォーフェイティングとの融合により L/C、単純なBPOに比べて、 輸入者の信用リスクを完全に回避	①前払送金取引と同様のスピードで 荷物引取リスクを削減 ②契約後の早期BPO発行が可能 契約変更に対してL/Cより柔軟且つ 臨機応変な対応が可能
コスト削減	①売掛期間削減による、資金調達 コストの削減 ②ディスクレパンシー発生に関連する 追加手数料の発生回避	①L/G等、銀行との取引回数の削減 による手数料負担削減 ②荷物の早期引取による物流コスト 削減

出典:SWIFT、三菱東京 UFJ 銀行報告資料より筆者作成

V. 両者の融合による新しい貿易金融

(1) TSU-BPO の採用状況

TSU-BPO とフォーフェイティング両者の融合は、フォーフェイティング自体の利便性 向上に資するものであると同時に、まだ、本格的に取引が拡がっているとは言い難い、 TSU-BPO の更なる利用促進効果があると思われる。SWIFT によれば 2014 年 9 月時点の TSU-BPO 採用状況は図 5 の通りであるが、SWIFT ユーザーの総数が 2014 年 4 月末時点で 10,637 社であることを考慮すれば、まだまだ少数派であるといわざるを得ない $^{8)}$ 。

図 5 TSU-BPO 採用状況 (2014 年 9 月 17 日現在)

Banking groups adopting BPO	BP0採用銀行グループ数	58
Banking groups live on BPO	BP0利用銀行グループ数	13
Corporates live on BPO	BP0利用企業数	35
Banking groups testing BPO on TSU	TSU-BPO試行中の銀行グループ数	17
Banking groups reachable on TSU	TSU接続銀行グループ数	84
BIC8s reachable on TSU	TSU接続BIC8 (SWIFTアドレス) 数	169
BIC8s and BIC11s reachable on TSU	TSU接続BIC8, 11 (SWIFTアドレス) 数 (支店含む)	253
Countries reachable on TSU	TSU接続国数	48

出典:SWIFT 資料より筆者作成

(2) TSU-BPO の利用促進効果

ところで、なぜ TSU-BPO とフォーフェイティングの 2 つのスキームを組み合わせる ことが、TSU-BPOの利用促進に有効なのかという点であるが、次の2点が挙げられる。 まず、この 2 つスキームに親和性があることである。従来型フォーフェイティング取 引は、信用状取引が基本であり、書類作成、点検業務の煩雑さ、時間とコストがかさ むだけでなく、ディスクレパンシー発生時に引受拒絶が発生し、予定していたフォー フェイティング取引が行われないという、信用状取引に起因するデメリットがそのま ま残って、フォーフェイティングを取り組む際のリスクとして留意されていた。一方、 TSU-BPO は、データ取引であることから、書類点検業務からの解放、取引のスピードア ップ化という貿易電子化自体によるメリットは無論のこと、信用状取引に比べて、BPO の内容変更が臨機応変に行うことが可能で、データ・セットのマッチングも即時完結 できる等、上記リスクを大幅に削減する効果が見込めるものと考えられる。上記効果 はフォーフェイティングを恒常的に利用している輸出商側から、信用状取引の TSU-BPO への切替インセンティブに繋がるものと期待される。2点目は、フォーフェイティング の機能も併せ持つことにより、輸出商のみならず、その取引銀行自体の与信管理強化 に効果が期待できる点である。これは、輸出商取引銀行、つまり一次フォーフェイタ ーであるデータ提出銀行自体が、買い入れた輸出債権について、二次マーケットで別 の買い手に債権譲渡することにより、オフバランス化が可能となるからである。

(3) フォーフェイティング取引の活性化

また、TSU-BPOは、フォーフェイティング取引も活性化させる効果が期待できる。その

理由として、3点指摘したい。1つ目は、TSU-BPOによって、フォーフェイティング利用条件を多様化させる効果があるという点である。現在の信用状取引に基づくフォーフェイティングでは、100万米ドル程度以上の大口取引で、手形サイトも半年から1年以上となっているのに対して、TSU-BPOの場合、輸出債権の管理が容易であることから、取引金額の小口化や、一覧払は無理としても取引期間の短縮が図れる。2つ目は、SWIFTにアクセス可能な金融機関を通して提供することにより、例えば、Local BPOに基づく国内販売債権のフォーフェイティングといったように、国内取引にも応用可能であることである。これを発展させれば、外国為替と内国為替の垣根を越え、国内外一体となった債権流動化サービスが可能になる。3つ目は、TSU-BPOにより、フォーフェイティングニ次マーケットの活性化効果が期待できることである。URF800制定により、一次、二次両マーケットを網羅し、当事者間の責任の明確化したことが、輸出債権を買い入れる買い手にとって、従来対比より安全な取引となる点が挙げられる。これを応用すれば、特定の輸入商取引銀行、ここでは債務銀行、または主たる債務者が支払保証する輸出債権をまとめて債権譲渡の上、運用商品として組成する等、二次マーケットの活性化が図れる。

Ⅴ. 結 語

TSU-BPO とフォーフェイティング両者を融合させることにより、書類点検業務からの解放と、取引のスピードアップ化という貿易電子化自体によるメリットを享受するのは無論のこと、従来の荷為替手形取引に基づくフォーフェイティングに比べて、フォーフェイティングの取組みが、より安全確実に、且つ柔軟に行うことができるというメリットもある。これは、両者がいわゆる Win-Win の関係を築き上げることができることを意味し、両者の融合は、フォーフェイティング自体の利便性向上に資するものであると同時に、TSU-BPO の更なる利用促進につながることが期待される。今後、わが国の金融機関には、両者のメリットを生かした新しい貿易金融サービスの開発が一層期待されていると思われる。

以上

図 6 URF800 条文要旨

第1条 URFの適用						
明示的に修正または除外をされている場合を除き、契約上に、この規則に従う旨を記載する場合、全						
ての当事者に拘束力を持つ						
第2条 定義						
利用可能日	売り手が買い手に充足した書類を引き渡す期限					
(availability date)	契約に明示されていない場合、取引日から10営業日目					
営業日 (business day)	当事者等が、通常営業している日					
買い手 (buyer)	支払請求を買入れる当事者					
条件 (condition)	一次マーケット:フォーフェイティング契約書記載の条件					
	二次マーケット:二次売買条件、フォーフェイティング確認書記載の条件					
信用補完書類	主たる債務者以外の人に、支払請求に基づく支払義務があることを記載した書類					
(credit support documents)	筆者注:信用状取引の場合、信用状、発行銀行の引受通知書等					
フォーフェイティング契約書	一次フォーフェイターと、最初の売り手間の契約					
(forfaiting agreement)	パノオ ノエイノ とく取扱の元ケテ的の大的					
フォーフェイティング確認書	二次売買条件を表示した、売り手と買い手間の契約					
(forfaiting confirmation)	一次元気不行を扱かした、元ヶ子と気い子間の矢間					
フォーフェイティング手続き	支払請求を遡求権なしで、売り手が売却し、買い手が買入れすること					
(forfaiting transaction)						
最初の売り手	a. 支払請求を一次フォーフェイターに最初に売却する売り手					
(initial seller)	b. 支払請求を発生させ、一次フォーフェイターに譲渡する主たる債務者					
	筆者注:信用状取引の場合、信用状の受益者 (輸出商、荷為替手形の振出人)					
債務者	a. 主たる債務者					
(obligor)	b. 信用補完書類に基づく義務を負う人					
	筆者注:信用状取引の場合、発行銀行等					
当事者 (party)	フォーフェイティング手続きを行う当事者					
支払請求	a. 主たる債務者が所定の日付または請求に基づき、所定の金額を支払う義務					
(payment claim)	b. 主たる債務者から支払いを受け取るために必要なすべての権利等					
留保条項	支払が留保条件付で行われる場合に、支払を確定させるために、売り手が果た					
(point of reserve)	すべき義務					
一次フォーフェイター	最初の売り手から、最初に支払請求を買入れする当事者					
(primary forfaiter)	筆者注:信用状取引の場合、輸出商取引銀行(買取銀行)					
一次マーケット	一次フォーフェイターが最初の売り手から支払請求を買入れする市場					
(primary market)	筆者注:輸出商による輸出債権売却市場					
主たる債務者	支払請求に基づく支払を行う主たる債務を有する人					
(primary obligor)	筆者注:輸出商等					
買入れ価格	売り手と買い手間で合意された、支払請求に対する支払額					
(purchase price)						
買戻し条件	留保期日迄に、留保条項が充足しなかった場合に、売り手が、買い手から支払					
(repurchase terms)	請求を買い戻す条件					

要求書類	フォーフェイティング契約書or確認書条件で要求される書類	
(repurchase terms)	a. 主たる債務者が発行する、支払請求を証拠立てる書類	
	b. 債務者および、売り手の署名に関する真正性、資格を証明する書類	
	c. 決済日等に、	
	i. 支払請求、信用補完書類に基づく権利を譲渡するための書類	
	ii. 支払請求、信用補完書類に基づく支払の行使時に呈示する書類	
	d. 信用補完書類	
	e. フォーフェイティング契約書or確認書で要求された、原因取引に関連する書類	
	f. 買い手に対して、フォーフェイティング手続きに対する請求権を与える書類で、	
	i.一次マーケット:第7条e項に基づく書類	
	ü.二次マーケット:第10条f項に基づく書類	
留保期日 (reserve date)	売り手が留保条項を充足しなければならない期限	
充足した書類	第7条c項または第10条c項を満たし、フォーフェイティング契約書or確認書条	
(satisfactory documents)	件通りの要求書類	
二次マーケット	支払請求が買い手によって一次フォーフェイター等から買入れされる市場	
(secondary market)	筆者注:フォーフェイター間の輸出債権転売市場	
二次売買条件	二次マーケットにおいて、売り手と買い手の間で、書面等で合意される、	
(secondary sale terms)	フォーフェイティング手続きの条件	
売り手 (seller)	支払請求を売却する当事者	
決済日	売り手と買い手の間で、買入れ価格支払のために合意された日	
(settlement date)	合意がない場合、買い手が充足した書類を受領してから3営業日後	
	第10条g項の定める、買い手が充足した書類を受け取っていないと主張できな	
	くなった日から3営業日後	
取引日	a. 一次マーケット: フォーフェイティング契約書の日付	
(trade date)	b. 二次マーケット:売り手と買い手が二次売買条件に合意する日付	
留保条件付	留保条項を条件とすることを明示した、買い手により実行される支払等	
(under reserve)	田体未供を木件とすることを別かした、貝で子により天门でもの大田寺	
原因取引	支払請求が発生する原因となった取引	
(underlying transaction)		
	第3条 解釈	
a. 単数形と複数形	単数形で表された語は複数形を含み、複数形で表された語は単数形を含む	
b. 規則の適用	明示的に他の規則を適用する場合を除き、一次、二次両マーケットに適用される	
c.人 (person)	人という用語は、個人、事務所、企業、株式会社、政府、その他団体等も含む	
d.署名された (signed)	原本一通が、その発行人等によって、認証可能な電子または手書署名、複製署名、穴あけ 署名、スタンプ、シンボル、他の機械的な手段のいずれかにより署名されること意味する	
e.以降 (after) 以内 (within)	期間を決定するために用いられている場合には、記載された日を除外する	
f.譲渡(transfer)	発行、債務割当、債務交換、裏書譲渡を含み、主たる債務者が最初の売り手である場合、負債引受を含む。	
	第4条 遡求義務の免除	
a. 決済日においては、	買い手は売り手から、遡求義務を免除して、支払請求を買入れする	
	項の条件が適用される場合以外、買い手は売り手に対して、(買入れした)支	
	が発生した際、一切不服申し立てを行うことはできない	
b. 売り手が支払請求、信用補完書類に基づく債務者である場合、この規則は売り手の債務者としての 義務に何ら影響を与えない		
第5条 一次マーケットにおけるフォーフェイティング契約書		
	一と最初の売り手間で、取引日に契約を締結する必要がある	
	i. 支払請求および、信用補完書類の明細	
	ii. 要求書類のリスト	
b. フォーフェイティン		
グ契約書の要件	iv. 買入れ価格	
	v. 決済日等	
	vi. 準拠法と裁判管轄地	
	**・ 十四位(外刊自行也	

	第6条 一次マーケットにおける取引条件
a 当事者はそれぞれ。	利用可能日までにフォーフェイティング契約書条件を充足させる必要がある
	等に際して、利用可能日を延長することができる
	オーフェイティング契約書条件が充足されない場合、契約書は破棄される
0.717H1 1 H1 H SYN11C	第7条 一次マーケットにおける充足した書類
a 最初の売り手は利用	月可能日までに一次フォーフェイターに要求書類を送付しなければならない のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
	一次フォーフェイターは、
b. 一次フォーフェイ	i. 送付された書類が、要求書類を構成するかどうか点検しなければならない
ターの手続き	ii. 要求書類でない書類を無視し、これを返却することができる
-t	i. 市場実務慣習に従って要求書類を点検する必要がある
c. 書類の点検	ii. 市場実務慣習に従って充足した書類を構成するかどうか決定しなければならない
	i. 要求書類はそれらの真正性に関して満足な証拠に基づくものであること
d. 一次フォーフェイ	ii. 支払請求、信用補完書類中の義務が、法的に有効で、実行可能であること
ターが第7条c項ii.に	iii.期日における支払いが、留保等されることなく満額支払われること
おける決定を行う際の 前提	iv. 支払請求、信用補完書類に基づく権利が、自由に譲渡可能であること
刊徒	v. 要求書類はフォーフェイティング契約書の条件に合致していること
	一次フォーフェイターは、
e. 充足していない書類	i. 送付され点検された書類が充足した書類ではないこと
の取扱	ii. 追加で要求する書類
	についての根拠と追加書類の情報を、売り手に提供する必要がある
f. 一次フォーフェイタ	ーは、いつ充足した書類を受領ことを最初の売り手に通知しなければならない
支払いが留保条件付で	ある場合を除き、買入れ価格の支払いは、この通知をしたものとみなされる
g. 一次フォーフェイターた	が買入れ価格の支払いを行っても、第13条に基づく最初の売り手の責任は免れない
第89	条 二次マーケットにおけるフォーフェイティング確認書
a. 一次フォーフェイタ	ーと他の売り手間で、取引日に契約を締結する必要がある
b. 売り手は、買い手に取引	引日の2営業日以内に署名されたフォーフェイティング確認書を送付しなければならない
期間内にフォーフェイティ	ィング確認書を送付しなければ、買い手はフォーフェイティング手続きを拒絶する
c. フォーフェイティング	権認書には、条件変更の取り扱いについて、二次売買条件として記載される必要がある
	買い手は売り手に対して、フォーフェイティング確認書の受領後2営業日以内に
d. 買い手の手続き	i. (同意する場合) フォーフェイティング確認書に署名の上、返却する
	ii. (不同意の場合) フォーフェイティング確認書の条件についてその旨通知する
e. 買い手が第8条d項を 手続きの継続を拒絶で	充足できない場合、売り手は、買い手への通知によってフォーフェイティング きる
	基づき売り手に通知し、売り手が買い手の通知を受領後2営業日以内に、フォーフェイティ 合意できなかった場合、フォーフェイティング手続きは継続されない
g. フォーフェイティン	グ確認書に第8条が適用されるためには、署名する必要がある
	第9条 二次マーケットにおける取引条件
a. 当事者はそれぞれ、	利用可能日までにフォーフェイティング確認書条件を充足させる必要がある
b. 当事者は条件未充足	等に際して、利用可能日を延長することができる
c. 利用可能日以前にフ	ォーフェイティング確認書条件が充足されない場合、確認書は破棄される
	第10条 二次マーケットにおける充足した書類
a. 売り手は利用可能日	までに買い手に要求書類を送付しなければならない
	買い手は、
b. 買い手の手続き	i. 送付された書類が要求書類を構成するかどうか決定しなければならない
	ii.要求書類でない書類を無視し、これを返却することができる
c. 書類の点検	i. 市場実務慣習に従って要求書類を点検する必要がある ii. 市場実務慣習に従って充足した書類を構成するかどうか決定しなければならない
	i. 要求書類はそれらの真正性に関して満足な証拠に基づくものであること。
よ 買い手が 笠10々	i. 支払請求、信用補完書類中の義務が、法的に有効で、実行可能であること。
	iii. 期日における支払いが、留保等されることなく満額支払われること
う際の前提	iv. 支払請求、信用補完書類に基づく権利が、自由に譲渡可能であること
> Nat : 114 WC	v. 要求書類はフォーフェイティング確認書の条件に合致していること
e. 売り手は買い手に対して	て、5営業日以内に点検を完了することを要求する通知を送付することができる
72 7 1007 1 1071 0	

買い手は、

f. 充足していない書類 i. 送付され点検された書類が充足した書類ではないこと

の取扱

ii. 追加で要求する書類

についての根拠と追加書類の情報を、売り手に提供する必要がある

|g. 売り手が第10条e項に基づく通知を送付し、買い手が、この通知で売り手が定める期日までに返答 しなければ、後日送付した書類が充足した書類ではないと主張できなくなる

h. 買い手は、いつ充足した書類を受領したと決定したか売り手に通知する必要がある 支払いが留保条件付である場合を除き、買入れ価格の支払いはこの通知を構成するとみなす

i. 買い手が買入れ価格の支払いを行っても、第10条g項に基づき (充足した書類ではないと)主張で きなくなっても、第13条に基づく売り手の責任は免れない

第11条 支払い

a. 決済日に買い手は売り手に買入れ価格を支払わなければならない

b.支払いは、フォーフェイティング契約書or確認書に記載された通貨で、満額支払われなくてはならない

c. 支払いはフォーフェイティング契約書or確認書に記載された場所で、即時に、支払期日の営業日中 に行われなくてはならない

支払期日が営業日でない場合、翌営業日に行なわれなければならない

第12条 留保条件付支払い

a. 留保条件付フォー

i. 留保条項

フェイティング契約書 ii. 留保期日

or確認書の要件 iii. 買戻し条件

b. 売り手は、留保期日までに留保条項を充足させなければならない

c. 留保期日終了までに、留保条項が充足されなければ、買い手は売り手に買戻しを要求することが可能

d. 買い手が第12条c項に基づき買戻しを要求する場合、売り手は、買い手の通知を受領後5営業日以内に、買戻し条 件に基づく買い戻しを完了させ、第11条b、c項に基づき定められた金額払わなければならない

領後5営業日以内に買い 手がおこなう手続き

e. 売り手からの支払を受 i. 買い手は売り手から受領した書類をすべて売り手に返却しなければならない ii. 買い手は支払請求、信用補完書類および他の要求書類に関する権利が売り手へ再譲渡 するために必要な処置をすべて講じ、必要書類すべてに署名しなければならない

第13条 当事者の責任

a. (すべての) 当事者 が責任を負うケース

i. (当事者が) フォーフェイティング契約書or確認書に基づく義務の履行等をする権限を 有していない場合、または適切な執行および履行を保証するのに必要な行為を怠った場合 ii. フォーフェイティング契約書or確認書に基づく義務や署名が、法的、有効 性、拘束力および実施可能な義務を構成していない場合

i. 取引日以前に、以下に影響を及ぼす原因取引関連情報を得ていたにもかか わらず、一次フォーフェイターに対して、開示していなかった場合

a) 支払請求の存在

b. 第13条a項に加えて、 **最初の売り手**が、

一次フォーフェイターに 対して責任を負うケース b)信用補完書類に基づく権利および義務の存在

ii. (最初の売り手自身が)譲渡した、支払請求、信用補完書類に基づく権利 の実質的な所有者ではなかった場合等

iii. 支払請求等が、一次フォーフェイターに取消不能、無条件に譲渡されていない場合 iv. 支払請求、信用補完書類に基づく権利および義務の存在に影響を及ぼす原 因取引により (最初の売り手を) 拘束する義務に違反した場合等

v. 支払請求、信用補完書類に基く義務の存在に影響を及ぼす支払請求あるい は、原因取引に係る詐欺があった場合

 支払請求、信用補完書類等に影響を及ぼす原因取引に関する情報を得てい たことを、開示しなかった場合

(一次フォーフェイター自身が)譲渡した、支払請求、信用補完書類に基 づく権利の実質的な所有者ではなかった場合等

c. 第13条a項に加えて、

<u>一次フォーフェイター</u> が、買い手に対して責任 を負うケース

iii. 支払請求等が、買い手に取消不能、および無条件に譲渡されていない場合

iv. 支払請求を買入れした時、支払請求等の法的有効性等の確認等のため、市 場実務慣習に基づく適切な対処を取らず、且つ支払請求等に基づく権利が、取 消不能で無条件に譲渡されなかった場合

v. 支払請求を買入れした時、要求書類が原因取引を反映していることを、市 場実務慣習に従って適切に確認しなかった場合

d. 第13条a項に加えて、

i. 支払請求、信用補完書類等に影響を及ぼす原因取引に関する情報を得てい <u>-次フォーフェイター</u> たことを、開示しなかった場合

して責任を負うケース

でない二次マーケット ii. (一次フォーフェイターでない二次マーケットの売り手自身が)譲渡した、支払請 <u>の売り手</u>が、買い手に対 求、信用補完書類に基づく権利の実質的な所有者ではなかった場合等

iii. 支払請求等が、買い手に取消不能、および無条件に譲渡されていない場合

e. 第13条の規定(責任の範囲)を、当事者間で、修正または除外をすることができる

f. 売り手は、別途(第13条e項に基づいて合意された)契約上の定めがない限り、その直接の買い手 に対してのみ責任を負う

第14条 通知

a. フォーフェイティング手続きに関する通知、書類は、フォーフェイティング契約書or確認書の契約 番号を付して、電子的手段、ファックスまたは書面によって送付されるべきである

b. 通知等の受領要件

i. 電子的に送信された場合、受取情報がシステムに入力された時

ii.機械的に送信確認がおこなわれるファクシミリで送信された場合、送信された日

iii. 郵送により送付された場合

c. 通知または書類が、第14条b項に基づいて発送されたが、営業日でない日、または営業時間外に、 受領された場合、翌営業日に受領されたと解釈される

d. いかなる受取証や受領確認書も、受理または拒否を意味しない

注

- 1) ICC, "Uniform Rules for Forfaiting ICC Publication No. 800", 2012, pp3
- 2) Joseph F. Singer, "A Small Business Exporter's Guide To Forfaiting Practices In International Finance", Small Business Institute Director's Association (SBIDA), 1985, pp1-2, http://www.sbaer.uca.edu/research/sbida/1985/pdf/18.pdf
- 3) 輸出手形買取を行う際、輸出者とその取引金融機関間で、「外国向為替手形取引約定書」が締結され、 その第 15 条 (買戻債務) 1 項 2 に、「外国向為替手形の支払義務者について銀行取引約定書第 5 条第 1 項各号の事由が一つでも生じた場合には、その者が支払義務者となっているすべての外国向為替手形。」 を買い戻す規定されている。
- 4) URF800 発効以前ではあるが、フォーフェイティング取引の全体的な流れと、当事者間の契約内容に ついては、以下に1980年代初頭の事例と共に解説されている。

Joseph F. Singer, 前掲著(注 2), pp2-11

- 5) フォーフェイティングの計算式、グレース日数については、みずほ銀行 HP 参照, http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/forex/tradefinance/forfaiting/index.html
- 6) SWIFT と ICC 共同事業に至る経緯については、以下を参照されたい。

拙稿「SWIFT-ICC による TSU-BPO が貿易金融に与える影響」『日本貿易学会リサーチペーパー』第3号, 2014年, 8-9頁

釜井大介「BPO 統一規則 (URBPO) の概要」『金融法務事情』1974 号, 2013 年 7 月 25 日, 60-61 頁

7) SWIFT HP "Trade Services Utility (TSU) Bank Payment Obligation (BPO) Case Study - First Forfaiting on TSU/BPO in the world",

http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business_areas/trade_case_study_vale_bank_o f_tokyo_mitsubishi.pdf

8) TSU-BPO の採用状況、SWIFT ユーザー数については、以下を参照。 SWFT HP " Market adoption of BPO",

http://www.swift.com/assets/corporates/documents/business_areas/trade_bpo_market_a
doption.pdf

SWIFT JAPAN HP「SWIFT データ - SWIFTNet FIN メッセージ 2014 年 4 月 YTD」, http://www.swift.com/jp/about_swift/company_information/swift_in_figures/index.page? 参考資料

ICC, "The ICC Guide to the Uniform Rules for Bank Payment Obligations", 2014 中村中, 佐藤武男,『貿易電子化で変わる中小企業の海外進出』, 中央経済社, 2013年1月中島真志,『SWIFT のすべて』, 東洋経済新報社, 2009年7月

西口博之,「新しい貿易金融サービス-SWIFT/ICC による電子信用状の行方-」,『国際金融』1250 号,外 国為替貿易研究会,2013 年 7 月 1 日,66-73 頁

檜垣拓也,「L/C に代わる TSU/BPO の動向、有効性、並びに推進課題の考察」,『国際商取引学会年報』第 15 号, 2013 年 5 月, 34-47 頁

檜垣拓也,「「銀行支払確約」付 TSU の仕組み・現状と SME 利用への考察」,『国際金融』1249 号,外国為 替貿易研究会,2013 年 6 月 1 日,74-81 頁

檜垣拓也,「TSU/BPO 取引の概要と「銀行支払確約に関する統一規則」」,『国際商事法務』Vol. 42, No. 1 (通巻 619号), 国際商事法務研究所, 2014年1月, 49-60頁 その他

SWIFT、ICC、JETRO、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、他 HP